

滋賀県内水面漁場計画樹立方針（案）の概要

1. 内水面漁場計画について

- 漁場計画は、知事とその管轄する内水面について水産資源の持続的な利用を図るため、漁業権の全体計画として5年毎に定めるものです。
- 内水面漁場計画の作成にあたっては、漁業権に関する利害関係者からの意見を聴くとともに、当該内水面を所掌する内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要があります。
- 令和5年の漁業権切替えに伴う海区漁場計画の作成は、水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号。）」の定めるところにより行います。

2. 本県漁業権の現況

漁業免許の件数 （令和4年8月1日現在）

漁業権の種類			免許件数	
			海区	内水面
共同漁業権	第一種	しじみ漁業等	3	
	第二種	小型定置網漁業（えり等）	93	
		やな・四手網漁業	8	
	第五種	こい漁業、あゆ漁業等	4	19
区画漁業権	第一種	真珠養殖業	11	
		真珠母貝養殖業	4	
		小割式魚類養殖業	4	
計			127	19

3. 漁場計画樹立方針案の概要（前回（平成25年）の方針からの変更点）

- 【全ての漁業権共通】漁業法改正により、漁場計画作成時に適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）がある場合は、概ね等しい漁業権（類似漁業権）を漁場計画に設定することとされました。
- 【第5種共同漁業権】漁場の新設や拡大等の要望がある場合の方針を記載します。
- 【区画漁業権】ため池等での養殖が該当する漁業権ですが、内水面においては現存する免許がなく、前回方針では規定していませんでした。内水面における養殖についての具体的な計画がある場合の方針を記述します。

内水面漁場計画樹立方針の新旧比較表

前回（H25年免許）	今回（R5年免許）	見直し内容等
<p>内水面第五種共同漁業権に係る漁場計画樹立方針（案） 平成24年(2012年)7月27日</p>	<p>滋賀県内水面漁場計画樹立方針（案） 令和4年(2022年)8月10日</p>	
<p>平成25年の漁業権切替に伴う漁場計画の樹立は、水産庁長官通知「<u>漁場計画の樹立について（平成24年6月8日付け24水管第684号）</u>」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。</p>	<p>令和5年の漁業権切替えに伴う内水面漁場計画の作成は、水産庁長官通知「<u>海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）</u>」および「<u>改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号。）</u>」（以下「<u>海面利用ガイドライン</u>」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法改正に伴い、技術的助言等にかかる水産庁長官通知が刷新されたことによる修正。
<p>内水面漁業は、釣り場の創出を通じて国民に健全なレクリエーションの場を提供するだけでなく、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有しており、引き続き振興していく必要がある。</p> <p>しかし、本県の内水面漁業を取り巻く情勢は、<u>漁場環境に着目すると、河川漁場においては、森林の保水力の低下や取水による流量の減少、瀬や淵の消失などにより、魚介類のすみ場所としての機能が低下しつつある。ダム湖を含む湖沼においては、オオクチバス、ブルーギルのみならず、一部の水域ではコクチバスの生息が確認されるなど外来魚の脅威が高まっている。また、カワウによる被害も依然として深刻な状況にある。</u></p> <p><u>魚種別にみると、あゆでは平成3年に冷水病、平成20年にエドワジエラ・イクタルリ感染症の発生が確認され、</u></p>	<p><u>I. 基本方針</u></p> <p>内水面漁業は、<u>水産物の供給、釣り場の創出を通じて国民に健全なレクリエーションの場を提供するだけでなく、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有している。</u></p> <p><u>社会的な情勢では、国内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のまん延が、観光や外食産業に深刻な影響を及ぼし、本県水産業にも多大な影響を与えている一方で、人々の生活様式に変化をもたらし、野外におけるレクリエーションが見直されるといった側面も見られる。</u></p> <p><u>このような状況の中、内水面漁協の漁業者の減少や高齢化が進み、漁場環境では森林の保水力の低下や取水による流量の減少、カワウの生息域拡大に伴う被害も増加しつつあるなど、多面的機能の発揮や多様なニーズへの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の内水面漁業を取り巻く状況を記述。

<p>いずれも現在までその発生が続いている。こいでは平成16年に琵琶湖でコイヘルペスウイルス病（KHV病）が発生し、10万尾以上の大量死をもたらした。これ以降大きな被害はないが、天然水域において毎年その発生が確認されている。また、うなぎでは稚魚（シラスウナギ）の深刻な不漁により、種苗価格が高騰している。</p> <p>以上のように、内水面漁業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、漁場を管理する漁業協同組合は、現在の漁業権が免許された平成15年当時の22組合から19組合（平成24年7月現在）に減少した。</p> <p>このような状況を踏まえ、内水面第五種共同漁業権にかかる漁場計画の樹立にあたっては、現在の漁業権者の要望を尊重した計画とするが、次の事項に配慮することとする。</p>	<p>対応が進みにくい状況にある。こうしたことから、内水面の漁業権にかかる漁場計画の作成にあたっては、現在の漁業権者の要望を尊重することを基本としながら、社会情勢の変化に対応できる内水面漁業の振興を目指し、次の事項に配慮する。</p>	
<p>1. 漁場区域に関する事項</p> <p>(1) 漁業協同組合が適切な漁場の管理および行使ができる区域とする。</p> <p>(2) 公益上の支障がないことが確認された区域とする。</p> <p>(3) 対象とする水産動物の増殖に適した水面を区域と</p>	<p>Ⅱ. 漁業権の種類別漁場計画の作成方針</p> <p>1. 第5種共同漁業権</p> <p>(1) 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。</p> <p>(2) 新設および免許の内容の大幅な変更の要望があった漁場または活用漁業権でない漁場については、次に掲げる方針に従い漁場の設定を検討する。</p> <p>ア. 同左</p> <p>イ. 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。</p> <p>ウ. 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 改正法に規定する「活用漁業権」および「類似漁業権」の取扱いを記述。 • 新設や変更の場合の設定方針を記述。 • 法に規定する表現への修正。

<p>する。</p> <p>2. 漁業種類（水産動物の種類）に関する事項</p> <p><u>（1）当該水面において対象とする水産動物の積極的な増殖が行われており、かつ今後も増殖が見込まれる漁業種類とする。ただし、こいについてはKHV病の蔓延を防ぐ措置を継続していることを鑑み、増殖の実績を考慮しない。</u></p> <p><u>（2）当該水面において新たに加える漁業種類は、対象とする水産動物の生産性が確認されたものとする。</u></p> <p><u>（3）オオクチバス、コクチバス等の生態系に甚大な影響を与える外来魚は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。</u></p>	<p>削る</p> <p><u>エ. 対象とする水産動物は、当該漁場区域での生産性が確認できるとともに、内外の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。</u></p> <p><u>オ. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。</u></p> <p><u>カ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成29年11月30日）」に沿った検討を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 活用漁業権の取扱いとして（1）に記載のため削除。 • 対象魚種について、生産性と生態系への影響を考慮することを記述。 • 外来魚の取扱いは、特定外来生物と産業管理外来種の取扱いとして記述。
<p>新設</p>	<p>2. 区画漁業権（内水面における養殖業）</p> <p><u>本県において当該漁業の現行免許は存在しないが、新たに当該漁業を営もうとする者から漁業権の設定について要望があった場合は、以下の方針により新規漁業権を検討する。</u></p> <p><u>ア. 漁業を営もうとする者が対象生物の飼養および販売ならびに事業終了時の飼養生物の処分等に関する具体的計画を有する漁場を対象とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 儲かる漁業の推進の観点から内水面における養殖業の可能性を見据え、前回方針のなかった区画漁業権について新設。

	<p><u>イ. 当該漁業権の行使が水質等周辺の環境に甚大な影響を及ぼさないことが確認できる場合に対象とする。</u></p> <p><u>ウ. 当該漁業の対象とする水産動植物は、災害または第三者による漁具の損壊等により飼養生物が漁場区域から逸脱する可能性が懸念されることから、当該漁場周辺の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。</u></p> <p><u>エ. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。</u></p> <p><u>オ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成 29 年 11 月 30 日）」に沿った検討を行う。</u></p>	
--	---	--

滋賀県内水面漁場計画樹立方針（案）

令和4年(2022年)8月10日

令和5年の漁業権切替えに伴う内水面漁場計画の作成は、水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」および「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号。）」（以下「海面利用ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

I. 基本方針

内水面漁業は、水産物の供給、釣り場の創出を通じて国民に健全なレクリエーションの場を提供するだけでなく、自然環境を保全する役割、地域社会を維持する役割など多面的な機能を有している。

社会的な情勢では、国内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のまん延が、観光や外食産業に深刻な影響を及ぼし、本県水産業にも多大な影響を与えている一方で、人々の生活様式に変化をもたらし、野外におけるレクリエーションが見直されるといった側面も見られる。

このような状況の中、内水面漁協の漁業者の減少や高齢化が進み、漁場環境では森林の保水力の低下や取水による流量の減少、カワウの生息域拡大に伴う被害も増加しつつあるなど、多面的機能の発揮や多様なニーズへの対応が進みにくい状況にある。こうしたことから、内水面の漁業権にかかる漁場計画の作成にあたっては、現在の漁業権者の要望を尊重することを基本としながら、社会情勢の変化に対応できる内水面漁業の振興を目指し、次の事項に配慮する。

II. 漁業権の種類別漁場計画の作成方針

1. 第5種共同漁業権

- (1) 活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い類似漁業権を設定する。
- (2) 新設および免許の内容の大幅な変更の要望があった漁場または活用漁業権でない漁場については、次に掲げる方針に従い漁場の設定を検討する。
 - ア. 漁業協同組合が適切な漁場の管理および行使ができる区域とする。
 - イ. 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことが確認された区域とする。
 - ウ. 対象とする水産動物の増殖に適した水面を区域とする。
 - エ. 対象とする水産動物は、当該漁場区域での生産性が確認できるとともに、内外の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。

- 才. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。
- カ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成 29 年 11 月 30 日）」に沿った検討を行う。

2. 区画漁業権（内水面における養殖業）

本県において当該漁業の現行免許は存在しないが、新たに当該漁業を営もうとする者から漁業権の設定について要望があった場合は、以下の方針により新規漁業権を検討する。

- ア. 漁業を営もうとする者が対象生物の飼養および販売ならびに事業終了時の飼養生物の処分等に関する具体的計画を有する漁場を対象とする。
- イ. 当該漁業権の行使が水質等周辺の環境に甚大な影響を及ぼさないことが確認できる場合を対象とする。
- ウ. 当該漁業の対象とする水産動植物は、災害または第三者による漁具の損壊等により飼養生物が漁場区域から逸脱する可能性が懸念されることから、当該漁場周辺の生態系に甚大な影響を及ぼさないことが確認できるものとする。
- エ. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に規定する特定外来生物は、いかなる水面においても漁場計画に含めない。
- オ. 産業管理外来種については、水産庁が策定した「水産分野における産業管理外来種の管理指針（平成 29 年 11 月 30 日）」に沿った検討を行う。